

## 「能代市認定地域クラブ活動指導者」登録制度

### 1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、能代市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）において、指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導人材が認定地域クラブ活動で指導等を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

### 2. 定義

本制度に基づき、能代市が定める研修を受講し、能代市に登録された指導人材を「能代市認定地域クラブ活動指導者」（以下「認定地域クラブ活動指導者」という。）と呼ぶものとする。

### 3. 研修

指導者登録に当たって、能代市が定める研修は、以下の内容とする。

#### （1）対象となる研修（研修実施者）

- ①能代市が自ら行う研修
- ②秋田県が行う研修
- ③能代市が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

#### （2）研修の内容・実施方法

研修内容については、能代市において具体的な内容を定める。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施する。

### 4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、能代市において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- （1）中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である認定地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3. の能代市が定める研修を受講した者であること
- （2）暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- （3）以下のいずれにも該当しない者

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- ③過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導人材として不適切な者

## 5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して登録申請書及び4.（2）の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 教育委員会は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、3.（1）②～③のとおり、秋田県等が研修を行う場合には、秋田県等において、登録申請者の研修受講の確認後、能代市に対して報告を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する実施主体が決まっている場合には、実施主体を通じて、登録申請者から教育委員会に対する登録申請書等の提出を行うことや、教育委員会から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことができる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに教育委員会に報告するものとする。

## 6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末））とする。

## 7. 不適切行為への対応

### (1) 禁止される不適切行為

- ①認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ②上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

### (2) 不適切行為への対応

- ①認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、教育委員会

が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、事案に応じた適切な対応を行う。

②教育委員会においては、把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。